

区 分	総 額	消 費 的 支 出						投 資 的 支 出				
		教授費	維持費	修繕費	補助活動費	所定支払金	計	土地・建築費	設備・備品費	図書購入費	計	
学 校	全日制	660,064	599,084	728	1,810	480	10,027	612,129	—	34,967	12,968	47,935
校	定時制	75,670	32,943	328	134	36,114	1,080	70,599	—	2,504	2,567	5,071
徴 収	通信制	2,881	2,071	14	—	—	182	2,267	—	365	249	614
金	特殊学校	3,965	2,004	499	261	373	2	3,139	—	669	157	826
計	計	742,580	636,102	1,569	2,205	36,967	11,291	688,134	—	38,505	15,941	54,446
合 計		1,590,032	914,725	31,959	78,860	50,251	76,731	1,152,526	102,386	289,932	45,188	437,506

② 私費で雇用した職員

ア、私費雇用職員の職種別比率

(単位 千円)

区 分	学 校 事 務 に 補 助 員 の 補 助 員	図 書 館 職 員	進 路 関 係 事 務	実 験 実 習 補 助	給 食 補 助 員	用 務 員 労 務 員	学 校 事 務 及 び P T A 事 務 に 従 事	団 体 事 務 専 従 者
192 人	45	44	3	3	3	12	26	56
100 %	23.4	22.8	1.6	1.6	1.6	6.3	13.5	29.2

3. 社会変動と教育の関連調査

(1) 調査の目的

この調査は、社会変動に伴う教育環境の変化の様相を数量的には握し、社会・経済と教育との間に介在する諸問題を明らかにすることによって、地域計画や諸施策の客観的合理的な策定に寄与することを目的とする。

(2) 調査の方法

この調査は、「全体調査」および「典型調査」として実施し、その構成は「社会教育・体育・文化等施設調査」「学校教育関係調査」、および「社会・経済状況調査」である。

(3) 調査の対象

- ① 全体調査一県および全市町村教育委員会(悉皆)
- ② 典型調査一県内から2市町(福島市・田島町)教育委員会(標本)

(4) 調査の時期

全体調査のうち「社会教育・体育・文化等施設調査」は、昭和48年7月1日、その他は、昭和48年10月1日。

(5) 調査の概要

この調査は全国的規模で実施したもので、集計・分析は文部省で行われるが、集計・分析の可能な全体調査の「社会教育・体育・文化等施設調査」結果によるこれら施設の現状の主なるものは表1から表7に示すとおりである。

調査対象の施設は、昭和48年7月1日現在設置されているもののうち、

- 県立、市町村立、一部事務組合立のすべてと、
 - 民法第34条の法人立、およびその他の法人、個人立で非営利の施設(会員制、加盟制を除く)のすべてである。
- なお、この調査は、これら施設を通じて現実どの程度のサービス提供が可能であるかといういわゆる「サービス提供度」を求めたことが何よりの特徴である。

さらに、公民館(基準以上のもの)、図書館、および博物館については、文部省の目標としている施設数を下回っており、特に公民館、図書館はその差(不足施設数)が多く注目される。その他の施設についても、施設数は平均水準に達しないのが本県の現状である。

(表1) 公民館(建物面積 330㎡以上) [基準以上]

区 分	人口規模	人口規模										
		計	5千未満	5千～8千未満	8千～1万未満	1千～2万未満	2万～3万未満	3万～5万未満	5万～10万未満	10万～20万未満	20万～30万未満	30万以上
公民館保有市町村数		79	12	20	11	19	8	4	1	1	2	1
保 有 率 (%)	本県	87.8	66.7	95.2	91.7	90.5	100.0	80.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	全国	69.6	51.3	62.1	71.0	74.9	78.7	78.8	81.2	84.3	85.4	93.5
公民館数(本・分館計)		148	12	21	15	34	10	13	2	1	22	18
サ ー ビ ス 提 供 度 (時間/年)	本県	62	139	156	121	119	89	24	29	21	34	28
	全国	125	245	167	160	115	81	66	51	28	27	21
目 標 = 中 学 校 区 区 画 内 に (330㎡以上) 館	中学校区教	270	26	32	18	43	27	21	8	10	45	40
	不足公民館数	122	14	11	3	9	17	8	6	9	23	22